

■ご出店規約

1. 原則として露天商（テキ屋）とみなされるものの出店は禁止する。
2. 飲食店営業に関する許認可手続き（臨時営業許可等）は出店者が行うものとします。
その他保健所より指示があった場合は、それに従い試飲・販売していただきます。
3. 設営した備品、什器、看板、椅子、机など一切はご契約の区画内に設置してください。
守られてない場合は注意指導がなされる場合があります。
各出店者が設備（テーブル等）の持ち込みを希望する場合は、事前に主催者まで連絡してください。
持ち込み設備の可否については、出店スペース等を考慮の上、決定します。
その場合、出店者が必ず持ち込み設備の設営・撤去、強風時の対策（重り等）を行ってください。
なお、出店者が持ち込んだ設備の瑕疵等による事故については、出店者自らの責任と費用を持って事後対応をしてください。焼台の設置場所は、全て区画内に設置してください。

※火気使用（炭火・揚げ物等）のある出店テント内では、芝生の養生のため、ブルーシートやコンパネ等で各自養生を行って下さい。原状復帰を厳守とし、
原状復帰のために発生した費用は、実費ご請求致します。

4. 出店者は各出店スペース内に必ずゴミ箱を設置し、各出店スペースで出たゴミは全てお持ち帰り下さい。
また、不用になった水や氷、油等は適切に処理して下さい。（園内での排水禁止）
5. 給排水設備はありませんので、必要に応じ出店者は各出店スペースに給排水タンクを用意してください。
6. 商品の搬入及び搬出については、主催者の指示に従い、出店者自らの責任で対応してください。
場内の芝生エリアへの車両の乗り入れは一切禁止です。
各出店者には、搬入出許可証を2枚お渡しします。搬入出許可証がないと搬入出が出来ません。
なお、出店者の車両により発生した事故等については、主催者は責任を負わないものとし
事故処理及び賠償等は全てにおいて、出店者自らの責任を持って事後対応してください。
7. 出店料は8月15日（木）までに現金又は指定口座まで必ず全額（振込手数料含む）お支払いください。
支払いが無い場合は、出店申し込み拒否とさせていただきます。
8. 販促行為の範囲は、契約区画外での呼び掛け宣伝（立ち並び、歩き廻り）等を禁止とし
原則として契約の区画内に限ります。
尚、各出店スペース、イベント会場内でのパンフレット・チラシ、サンプリングの配布は禁止します。
9. 食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し監督官庁の指示に従う
だけでなく出店者自らの責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないようにしてください。
なお、事故等が発生した場合は速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任として事後処理及び賠償等の
対応を行ってください。 ※食中毒等の保険に加入してください。
10. 商品等の管理、保護については出店者自ら責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害
などに対して主催者は、その損害を補償しません。
11. 各出店テントへの、電源供給は13:00から22:00までと致します。（予定）
12. 出店権利の第三者譲渡・貸与は原則禁止とします。出店者は主催者より提供されたテント・出店スペース
を有償・無償に関わらず第三者に譲渡・貸与等することを禁止します。
13. 原則として、出店申込後のキャンセルはできません。出店者決定後、出店者都合により出店をキャンセル
する場合は出店料を全額お支払いいただきます。
14. 主催者は、荒天時や天災、不可抗力の原因によりイベントの開催を中止または会期その他規定の
一部を変更することがあります。
これにより生じた、出店料、出店者その他の損害については返金又は補償しません。
但し、主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合は、協議の上、出店料は全額返金致します。
15. 応募して頂いた出店者は、以上の条件を全て同意したとみなし、万が一これらに違反したと主催者が判断
した場合その時期を問わず出店申し込みの拒否、出店の取り消し、仮設物・出店品の撤去変更を主催者は
命じることができます。